租税特別措置法施行令第五条の八第六項及び第二十八条第六項の規定により経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する機械その他の減価償却資産は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の二第一号又は第四号（同条第一号に係る部分に限る。）に掲げる要件を満たす機械その他の減価償却資産のうち別表に掲げるものとする。

**別表**

| 番号 | 機械その他の減価償却資産 |
|---|---|
| 1 | 中小水力発電設備（需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品（平成二十三年経済産業省告示第百三十八号。以下「情報提供告示」という。）の1の第三号に掲げる水力発電設備のうち、その設置に要した資本費に係る一キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第六号の規定に基づき経済産業大臣に対して提供する発電設備の発電出力で除して得られる金額をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる発電出力の区分に応じ当該各号に定める金額以下のものをいう。）<br>一　二百キロワット未満　二百七十二万円<br>二　二百キロワット以上千キロワット未満　百九万円<br>三　千キロワット以上三万キロワット未満　三十九万円 |
| 2 | 地熱発電設備（情報提供告示の1の第四号に掲げる地熱発電設備のうち、その設備利用率（発電設備が運転を開始する日から同日以後一年を経過する日までの期間における当該発電設備に係る発電量の当該発電設備の発電出力にその期間の総時間数を乗じて計算した発電量に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の八十を超えると見込まれるものをいう。） |
| 3 | バイオマス利用装置（情報提供告示の1の第五号に掲げるバイオマス利用装置のうち、次のいずれかに該当するものをいう。）<br>一　木質バイオマス発電設備（情報提供告示の1の第五号イに掲げる木質バイオマス発電設備のうち、次のいずれかに該当するものをいう。）<br>イ　当該設備の設備利用率が百分の八十を超えると見込まれるもの<br>ロ　熱電併給（発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用することをいう。以下同じ。）を行うもの<br>ハ　当該設備の設置に要した資本費に係る一キロワット当たりの資本費が次に掲げる発電出力の区分に応じそれぞれ次に定める金額以下のもの<br>(1)　二千キロワット未満　六十二万円<br>(2)　二千キロワット以上二万キロワット未満　四十一万円<br>二　木質バイオマス熱供給装置（情報提供告示の1の第五号ロに掲げる木質バイオマス熱供給装置のうち、そのボイラーの熱効率が百分の八十を超えるものをいう。）<br>三　バイオマス利用メタンガス製造装置（情報提供告示の1の第五号ハに掲げるバイオマス利用メタンガス製造装置のうち、当該装置から精製されるメタンガスを利用した熱電併給を行うものをいう。） |
| 4 | 風力発電装置専用機械類（情報提供告示の4の第一号に掲げる機械類をいう。） |
| 5 | 定置用蓄電設備（情報提供告示の4の第二号に掲げる定置用蓄電設備のうち、次に掲げる機械その他の減価償却資産のいずれかに接続するものであって、その蓄電出力が当該減価償却資産の発電出力と比較して同等以下のものをいう。）<br>一　情報提供告示の1の第一号に掲げる太陽光発電設備のうち、発電出力が十キロワット以上のもの<br>二　情報提供告示の1の第二号に掲げる風力発電装置のうち、発電出力が一万キロワット以上のもの<br>三　1から3までに掲げる機械その他の減価償却資産 |
| 6 | 電線路（情報提供告示の4の第三号に掲げる機械類のうち、5の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のいずれか又はその附属設備（5に掲げる定置用蓄電設備を含む。）に接続するものであって、当該減価償却資産を所有する者が維持し、運用するものをいう。） |

**○経済産業省**
**○国土交通省告示第一号**

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部の施行に伴い、消費税法施行令第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法（平成二十六年三月三十一日経済産業省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成三十二年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

題名及び本則中「第十八条第二項第二号ロ」を「第十八条第二項第二号」に改める。

**○国土交通省告示第五百五十号**

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の施行に伴い、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

別表第二のⅡの1―1．中「第12条第26項」を「第12条第17項」に改める。

別表第二の備考6中「地方税法附則施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第26項」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第17項」に改める。

別表第二の備考9中「第12条第26項」を「第12条第17項」に改める。

**附　則**

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第五百五十一号**

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第十二条第二十六項」を「第十二条第十七項」に改める。

**附　則**

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第五百五十二号**

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第十二条第二十六項」を「第十二条第十七項」に改める。

**附　則**

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第五百五十三号**

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一